

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:令和4年度】

※1～6: 所管課記入、7: 指定管理者記入、8～9: 指定管理者及び所管課記入、10: 指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	健康福祉部障がい者支援課
指定管理者	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団

1 施設名等

施設名	長野県西駒郷	住所	駒ヶ根市下平2901-7
		電話	0265-82-5271
		ホームページ	https://nagano-swc.com/nishikomago/

2 施設の概要

設置年月	昭和43年4月	根拠条例等	長野県西駒郷条例
設置目的	知的障がい者の福祉を図ることを目的として、知的障がい者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、訓練その他の便宜を供与する。		
施設内容	障害者支援施設()内は指定事業所の定員 ・施設入所支援(123人) ・短期入所(併設型2室、空床利用) ・日中活動支援(生活介護(145人)、自立訓練(10人)、就労移行支援(6人)、就労継続支援A型(20人)、B型(34人) ・特定、一般相談支援事業、自立生活援助事業		
利用料金	障害者総合支援法の規定による厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額		
開所日			
開所時間			

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成16年度	直営(一部業務委託)	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成17年度～20年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成21年度～25年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団
平成26年度～30年度	指定管理	社会福祉法人長野県社会福祉事業団

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	社会福祉法人長野県社会福祉事業団	指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日(5年間)
選定方法	非公募		

5 指定管理料(決算ベース)

令和4年度(A)	令和3年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ) ※指定修繕料を除く
267,199 千円	261,312 千円	5,887 千円	
	増減理由	原油価格高騰対策費等の増	

6 指定管理者が行う業務

<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利用に関する業務 ・ 利用者に対する障害者総合支援法第5条第7項、第8項、第10項、第12項から第14項まで及び第19項から第23項までに規定する便宜の供与 ・ 利用者に対する法第5条第16項に規定する援助 ・ 施設及び設備の維持管理に関する業務
--

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:入所及び通所利用者数】

(単位:人、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	193	194	192	191	191	190	190	190	188	185	184	180	2,268
令和3年度(B)	195	193	189	190	190	190	189	188	189	189	189	190	2,281
(A)/(B)	99.0	100.5	101.6	100.5	100.5	100.0	100.5	101.1	99.5	97.9	97.4	94.7	99.4
増減要因等	利用者の死亡、他施設への移行など												

(2) 利用料金収入

(単位:千円、%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度(A)	51,761	56,619	61,874	54,051	58,427	57,939	57,000	56,149	53,633	53,993	48,797	56,443	666,686
令和3年度(B)	53,327	51,411	55,017	55,029	52,978	53,283	56,550	53,457	55,383	51,139	40,407	48,663	626,644
(A)/(B)	97.1	110.1	112.5	98.2	110.3	108.7	100.8	105.0	96.8	105.6	120.8	116.0	106.4
増減要因等	新型コロナウイルス感染拡大防止による利用日数の回復など												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
有	重度障害者支援加算の算定

(様式2)

(4)開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
令和4年度(A):365日 令和3年度(B):365日		無	

(5)サービス向上のため実施した内容

・強度行動障がい者への適切な支援を学ぶため、外部講師を招いての研修を年7回実施し実践を重ねた。その実践報告会を、上伊那圏域自立支援協議会の研修会として共催した。また、スペシャリスト養成を目的とした当事業団の先進施設長期派遣研修へ1名を派遣した。
・虐待防止委員会を虐待防止・身体拘束適正化委員会に改め、身体拘束の減数化を進めた。また、外部講師による怒りの感情に対する対処を学ぶ研修を年6回開催した。
・利用者支援をより充実させるため、日中活動と生活支援の一体的な支援体制の試行を行った。

(6)その他実施した取組内容

・駒ヶ根市地域見守りネットワークに参加し、生産物を移動販売する折に、地域見守り活動を行った。
・災害時等の対応のため、「下平区・大久保区・西駒郷連絡協議会」を発足させた。
・他施設からの依頼によりアート活動のワークショップを3回実施した。
・毎年開催している利用者の作品展「ほっと展」の巡回展を、南信州地区の3施設の作品と合わせて開催した。

(7)利用者の主な声及びその対応状況

利用者・家族の声
① 夜間帯起きる人がいてうるさくて眠れない。
② お祭りに行きたい、コロナがおさまったら外食したい。
③ 野菜が少ない、朝食が質素、味が薄い。
④ 入浴の回数を増やしてほしい、冬場は寒いのではないか、入りたくない時もある、お湯が熱い。
⑤ 西駒郷に行くことがなくなり、様子がわからない。

対応状況
① ゆっくり休んでいただけるように環境を整え、配慮をしていきます。
② 感染対策をしたうえで、外食やイベントへの参加等を楽しめる機会を提供していきます。
③ 食事の献立は、栄養士が一日の栄養バランスを考えており、一人ひとりに合わせた食事形態・食事量を提供させていただいています。苦手な食材への配慮や補食については個別に対応していきます。
④ 入浴回数やシャワー浴等ご本人の希望や好みなど状態を把握しながら対応していきます。冬場はエアコンや床暖房を使用し、暖かい環境をご用意しております。
⑤ 日頃の様子を知っていただくように、電話、写真の郵送、オンライン面会等いろいろな手段を考えてまいります。

(様式2)

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	・協定書、仕様書及び年度計画に基づき、施設の設置目標に沿った管理運営を実施。	・協定書、仕様書及び年度計画書に基づき、適正に運営が行われている。	B
平等な利用の確保	・市町村及び地域の相談支援事業所から要望があった場合ケース会議に参加することで現状把握とともに情報の共有を図っている。 ・現状の生活の継続が困難である方の入所(短期入所含む)の相談を受けた場合は、施設内調整会議において受け入れの可否を判断することで平等な利用の確保に努めている。	・開催されているケース会議に参加し、利用者の現状把握に努めている。 ・入所受け入れの可否について、個々の事情など施設全体で総合的に判断している。	B
利用者サービス向上の取組	・顧客満足度調査を実施し、概ね「満足」の結果が得られた。今後ともサービスの質の向上を図り、利用者へ質の高いサービス提供に努めていきたい。 ・重度者への支援に際し、生活全体を把握し支援ポイントを明確にするための取組として、入所支援と日中活動支援の一体的な支援体制の試行を行い、令和5年度から実施することとなった。 ・利用者の口腔機能の維持・回復のため、歯科医師や言語聴覚士により口腔ケアのアドバイスや嚥下機能等の評価や指導を受け、日々の支援に活かしている。	・利用者等に満足度調査を実施するなど、サービスの向上に取り組んでいる。 ・歯科医師や言語聴覚士による評価や指導を受けるなど、支援の質の向上を図っている。	A
職員・管理体制	・西駒郷機能強化事業推進のため検討委員会を設置し、長期派遣研修した2人からその学びが反映できるよう具体的な提案を行ってもらい、活用した。	・外部研修で経験を積んだ職員による研修や報告会など、職員の質の向上を図っている。	B
収支状況	・収入額: 995,819千円 ・支出額: 962,347千円 ・収支差額: 33,472千円	・概ね適正な収支状況である。	B
総合評価	仕様書や協定書に沿って質の高いサービスの提供に努めた。新型コロナウイルス感染症の影響で一部のイベント、各種研修会等が中止となったが、利用者への支援の充実を図った。	・仕様書等に沿った適正な事業運営が行われている。	B

- <評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性的な人材不足 ・利用者の高齢化、障がい特性に応じたサービスの提供と居室などの施設、設備の改修 ・質の高いサービスを提供できる組織体制の構築と専門性を有した職員の育成 ・新型コロナウイルス感染症に適切に対応できる施設、設備及び必要な物品の確保と支援の方法の検討 ・築50年を経た施設の計画的改修、設備や備品の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が望む暮らしを実現できるよう引き続き努力する必要がある。 ・障がい特性に応じた適切なサービス提供ができるよう、人材確保と育成に引き続き取り組む必要がある。 ・新型コロナウイルス感染症を発生させないよう、日頃から利用者の健康状態に留意し、職員のマスク着用、うがい手洗いの励行など適切な感染防止策を徹底する必要がある。 ・老朽化した施設、設備及び備品について、計画的に対応していく必要がある。

(様式2)

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:令和3年12月23日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
<p>1 利用者数に対して職員数が多すぎるため、一人一人の働き方を検証する必要がある。あり方検討会で議論されたような高齢障がい者や強度行動障がい等に対応できる支援者の育成等支援機能の強化を図るべきである。</p> <p>2 事業計画には、全県のセーフティネットの確保と障がい者福祉のモデル役とも掲げられている。全職員が同じ志で働けるよう、日々意識付けをしてほしい。</p>	<p>1 施設が分散していること、生活の場と日中活動の場を分けていること、地域移行に力を注いでいることなどから相対的に職員数が多いと思われる。効率的な運営と共に利用者へ適切なサービスを提供する体制について検討を進める。強度行動障がい者への支援力の向上を図るために先進地への派遣研修及び専門家を招いての所内実践研修を実施している。</p> <p>2 組織目標を共有し、より良いサービス提供をめざしている。</p>	<p>1、2 支援力を向上するための研修や、組織目標の共有など、サービスの向上のための取組を行っていく必要がある。</p>
<p>1 新型コロナウイルス感染症への対応として短期入所を一時停止したことにより、保護者の方々から不安・苦情が自治体に寄せられたということなので、危機管理体制については見直しが必要である。</p> <p>2 県下のセーフティネット機能を果たしていない。内部の入所調整会議も最後の砦としての意識が乏しく、自己保身的な選抜になっていないか検証が必要である。</p>	<p>1 新型コロナウイルス感染症の感染状況にもよるが、継続的にサービス提供ができるように努めていきたい。</p> <p>2 入所調整会議において、利用希望者及び居住する圏域の状況並びに利用するにあたっての当所の施設、設備などを含めた体制について総合的に勘案し利用を決めている。多くの利用希望が寄せられている状況を踏まえ、利用希望に添えるよう努めていく。</p>	<p>1 継続的なサービス提供のために、安全に配慮した運営が必要である。</p> <p>2 県立施設としてセーフティネット機能を果たすべく役割を認識し、地域とも連携し仕組みづくりを検討していく必要がある。</p>
<p>1 強度行動障がい者への対応が大きな課題となっている。障がい者施設としてより充実した対応が行えるよう、入所者の障害特性に配慮した施設整備など、対応する職員へのより充実した処遇改善をしていくべきである。</p> <p>2 苦情委員会について、障がい者自身は不満や苦情の意思伝達が十分にできないため、本人に加え保護者等の代理人を交えた形での運営に変更し、県へ情報共有するという仕組みを作るべきである。</p> <p>3 研修機会が多いのに現場の支援力に反映されていない。研修に派遣された職員だけがスキルアップするのではなく、派遣されなかった職員もスキルアップできる仕組みをつくり、サービス向上につなげていくべきである。</p>	<p>1 施設整備については、令和4年度設計、令和5年度整備を予定している。職員の処遇改善については現在検討会を設け検討をしている。</p> <p>2 顧客満足度調査でご家族のご意見をお聞きし、意向に添えるよう努めていく。必要があれば保護者等を交えた意見聴取などを検討していく。</p> <p>3 支援現場での実践研修を積極的に取り入れている。</p>	<p>1 強度行動障がいのある方の専用居室を整備し、機能強化を図る。</p> <p>2 施設運営の向上のため、保護者等との意見交換の場を設けることは必要である。</p> <p>3 実践研修などを通じて職員全体のスキルアップに努める必要がある。</p>

(様式2)

<p>1 非正規職員の数が正規職員を上回っている。優秀な職員確保のためには、非正規職員の正規職員化や、保有資格に応じた適正な手当支給、対応する入所者の障がいの程度に応じた特別手当の支給等、具体的な対策を考えていく必要がある。</p> <p>2 施設の老朽化が顕著であり、また、入所者の減少により未利用施設が放置されている。県において適切な対応が必要である。</p> <p>3 県と一体になって、構造改革を図るべきである。それができないなら、指定管理制度での運営を止めて完全民営化すべきである。</p> <p>4 職員のモラル向上研修として、例えば虐待防止研修など定期的に実施してほしい。</p> <p>5 派遣研修などは人材育成に欠かせないことから、職員体制の確保や経費的な支援は県も協力すべきである。</p>	<p>1 現在、職員全体の賃金、処遇に関するの検討会を設け検討を行っている。</p> <p>4 職員の人権意識、支援力向上、モラル意識の向上を図るため、虐待防止委員会を始め機会をとらえて職員研修を行っていく。</p>	<p>1 優秀な職員確保のために、処遇の改善や適正な手当支給などの対策を検討していく必要がある。</p> <p>2 令和4年度以降、駒ヶ根側の未利用施設2棟の除却を進めるほか、施設の集約化を徐々に進めていく。</p> <p>3 西駒郷あり方検討会での議論を基に庁内で優先すべき機能の整理等を行ってきた。今後は、地域生活移行による利用者の減少を踏まえ、施設をコンパクトにしながる必要な機能を強化し、セーフティネットを補完する施設にしていく。引き続き、利用者、ご家族や地域の福祉関係者とも意見交換しながら機能強化を図ってまいる。民間への移行については慎重な議論が必要と考える。</p> <p>4 職員のモラル向上のために、必要な職員研修を行っていく必要がある。</p> <p>5 サービスの質の向上を図るため、人材育成や職員体制の確保について指定管理者と検討していく。</p>
<p>1 施設運営上の課題として設備の老朽化や職員確保の困難が掲げられていることから、適正な収支差額を確保できる範囲において、施設改修や職員の給与水準の引き上げ等、環境整備や処遇改善に予算を割くべきである。</p> <p>2 貸借対照表に建物、機械及び装置等の修繕費用等の一部を固定資産として計上しているが、不適切であることから適正に経理処理を行う必要がある。施設の設備を壊してしまう入所者が存在し相当な頻度で修繕が必要になっていることから、施設の特長性を加味した予算措置や経理処理が必要である。</p>	<p>1 効率的な運営を行い修繕費を確保するとともに大規模な修繕については県にその必要性を訴え、強く要望していく。処遇の改善については現在検討委員会で検討を進めている。</p> <p>2 現在は修繕経費については資産計上を行っていない。 利用者の特性に対応した修繕費を確保できるように県に要望していく。また、利用者の行為による建物などへの物損に対応するため損害賠償保険への加入を進めていく。</p>	<p>1、2 施設の修繕等に必要な予算確保に努めていく。</p>
<p>1 施設の老朽化、職員の確保困難等、中長期的な運営という面で大きな課題がある。</p> <p>2 利用者に寄り添った運営にすべきである。</p> <p>3 セーフティネット機能を果たし、支援モデルになっていると言えない現状を早急に改善すべきである。</p>	<p>1 職員確保については1事業所では解決しがたいものがあるため、事業団全体の課題として対応していく。</p> <p>2 利用者の安全、安心を第一に利用者に寄り添った運営を心がけている。今後はより一層利用者の声に耳を傾け、利用者の立場に立った運営を行っていく。</p> <p>3 全県のセーフティネットとしての役割を果たすよう努めていく。</p>	<p>1、2 西駒郷の機能強化を図る中で、入所者の高齢化への対応なども含め快適な生活環境の確保に努めている。</p> <p>3 西駒郷あり方検討会の議論を基に、県立施設として必要な機能を強化し、セーフティネットを補完する施設にしていくよう努める。</p>
<p>1 今後の少子高齢化を考え合わせれば、入所者はより減少し、また、地域生活への移行を継続していけば、強度行動障がい者等、重度の障がいを抱える方々に集約化される傾向になると思われる。現在の施設を集約化し、現在よりも少ない入所者に対し、より専門化したスキルを有した職員で対応できるよう処遇改善と労働環境整備を行うべきである。そのために施設の建替えあるいは移転により集約化を行うべきである。</p> <p>2 経年劣化による大きな修繕費用等は県との協議事項になっているが、資金の填補は指定管理者独自ではできないので、この予算確保が問題にな</p>	<p>1 処遇改善については現在検討会を設け検討を進めている。</p> <p>2 大規模な修繕については設置者である県に強く要望していく。</p>	<p>1～4 西駒郷あり方検討会での議論を基に庁内で優先すべき機能の整理等を行ってきた。今後は、地域生活移行による利用者の減少を踏まえ、施設をコンパクトにしながる必要な機能を強化し、セーフティネットを補完する施設にしていく。引き続き、利用者、ご家族や地域の福祉関係者とも意見交換しながら機能強化を図る。民間への移行については慎重な議論が必要と考える。</p>

(様式2)

<p>ると思われる。</p> <p>3 職員配置、業務遂行について大改革を図り、小さな単位に事業を分割して民間法人に全面譲渡していくべきである。</p> <p>4 建設から50年経過した建物、設備の早期改善などの課題に早急に取り組んでほしい。また、民間への移行については、慎重な対応をしてほしい。</p> <p>5 上伊那圏域の障がい児受入れ施設が不足していることから、障がい者だけでなく障がい児の受入れを行っていただけるよう検討してほしい。また、計画相談事業所も不足していることから、西駒郷通所入所者以外の方についても、計画相談を受けてほしい。</p>	<p>5 西駒郷利用者を中心に計画相談を行っている。上伊那圏域に相談支援を行う事業者が少ないため、相談員が受け持つ件数は多く、現状では新たに受け持つことは難しい。これは上伊那圏域全体の課題であるので自立支援協議会などで検討する要請をしていく。</p>	<p>5 障がい児の受入れについては、全県の状況を踏まえ慎重に判断する必要があると考える。</p>
---	---	---